

社会保険労務士による

労務管理相談会

2019年4月に働き方改革関連法案が施行されて以降、年5日の年次有給休暇の確実な取得や時間外労働の上限規制、同一労働同一賃金の適用など、法の趣旨に沿った対応が求められています。そこで、労働法制対策の専門家による相談会を下記日程で開催します。ご相談を希望される方は下記QRコードからお申し込みください。

- ・働き方改革関連法等の労働法制概要
- ・働き方改革に対応した労務管理相談
- ・就業規則の運用に関する相談 など

この様なご相談に
オススメです!

【日 時】

完全予約制

令和6年 4月25日(木)、5月23日(木)、6月20日(木)

①13:00～ ②14:00～ ③15:00～ ④16:00～

【会 場】 関商工会議所 小会議室 【参加費】 無 料

【相談員】

WAVE社会保険労務士事務所 波多野英雄 氏 (特定社会保険労務士)

【申込方法】

右記QRコードからお申し込みください。
QRコードから申し込みができない方は、
事務局 (0575-22-2266) へご連絡ください。

【QRコード】



【問合せ先】

関商工会議所 担当: 渡邊和徳

TEL: 0575-22-2266 FAX: 0575-24-6102

E-mail: kazunori@sekicci.or.jp

